

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、○幼稚園に平成○年に採用され、幼稚園教諭として勤務していた。平成○年○月に「主任」から「指導教諭」に配置転換があり、平成○年○月には「指導教諭」から「担任を持ちながらの学年主任」に変更となった。

請求人は、「平成○年○月に赴任した副園長が、請求人のいないところで請求人を非難しているというのを聞いたり、副園長から請求人がこれまでの幼稚園での業務内容を否定するような発言を聞くような状況が続いていた。」

平成○年○月頃に、不眠、動悸が強くなり、体調不良を自覚するようになり、○月には下痢症状が加わったため、○クリニック、○病院、○病院を受診したところ、「適応障害」と診断された。

請求人は、本件疾病は業務に起因して発症したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、本件疾病は、業務に起因することが明らかな疾病とは認められないことから、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

副園長からの種々のいじめを受けた上にそのいじめの一環として過重労働を課せられたことで発病した。労災給付が認められるべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成○年○月下旬頃に発症したと認められる。

(2) 発病前おおむね 6 か月間の出来事として、請求人は、① 4～5 年前から、ある職員と親しくしている理事達により嫌がらせを受けてきた、② 平成○年に「主任」から「指導教諭」に降格され、さらに平成○年度には「指導教諭」からも降格になった、③ 平成○年度から着任した副園長は、常に自分に対して非協力的で、日常的に職員室などで自分の名誉を傷つける発言を繰り返され、園長に再三、副園長の言動に対する改善を求めたが、改善されなかった、と述べている。

①について、請求人が、当事者である特定の事業場関係者達の言動に近年不満を感じていたことが窺えるが、発病前おおむね 6 か月間において、具体的なトラブルに相当する出来事は確認できない。

②の出来事は、具体的出来事の「配置転換があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。なお、主任から指導教諭に降格したとする平成○年○月の人事異動は発病 6 か月以上前の出来事であり、評価の対象とならない。

③について、当事者である副園長と請求人同士が、直接対立したり言い争うことはなかったが、副園長が就任以降、請求人がいないところで請求人を非難していることを人づてに聞くという状況や、副園長から請求人がそれまで行ってきた仕事の内容を否定するような発言がなされる状況が発病前おおむね 6 か月以上継続していたものと認められる。この出来事は「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

次に、心理的負荷の強度を修正する視点について検討すると、②の出来事の「配置転換があった」については、請求人のこれまでの経験から過大な業務とまではいえず、人事配置についても合理性があり、心理的負荷の強度を「Ⅰ」と評価した。③の出来事の「上司とのトラブルがあった」については、特に修正すべき点は認められない。

出来事後の状況が持続する程度について検討すると、仕事の量、質、責任の変化、仕事の裁量性の欠如、職場の物的・人的環境の変化のいずれについても特段評価すべきものは見当たらない。また、職場の支援・協力等の状況に関しては、平成○年度の配置転換時、請求人へ意向確認が行われ、業務変化に対する配慮が一定なされていること、その後になって「課外活動日の担任園児の帰園時間帯に応援の人をつけてほしい」と申し立てる請求人に対し、直ちに請求人の要望とおりにならなかったものの、園長は直ちに拒否せず受け止めていることが窺えること、また同時期、副園長の言動に対する請求人の申し立てに対して、園長、副園長との面談の場が設けられ、請求人にとって

その場で解決や不満解消には至らなかったものの、請求人の訴えに対する対応がなされていることから、職場の支援・協力等が欠如していたとはいえない。

よって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断した。

- (3) 発病前おおむね6か月間において、「職場以外の心理的負荷評価表」に該当する具体的出来事は認められない。また、個体側要因も問題は認められない。

以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であることから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月下旬頃に発症したと認められる。

- (2) 発症前おおむね6ヶ月間の当該精神障害の発症に関与したと考えられる出来事について請求人は、「①5年ほど前から、同僚との人間関係が悪化し、職務上においてもトラブルが絶えず、その同僚が理事に取り入り、理事から請求人に事実無根の話や非難、中傷を受けた。②平成〇年〇月に理由を聞かされないまま、管理職の「主任」から「指導教諭」へ降格となった。さらに平成〇年〇月〇日には、「指導教諭」から「担任を持った学年主任」に降格となった。③平成〇年に赴任してきた副園長から、保育方法等の批判、請求人に対する非難、中傷や嫌がらせを受けた。」との申し立てをしている。

①について請求人と同僚との間に、直接職務上のトラブルに相当する出来事は認められず、請求人が理事の発言内容を知ったのは、当該疾病発病後の職員9名との会合で発言された後であり、発症前6か月において、具体的トラブルに相当する出来事とは認められない。

②については、具体的出来事「配置転換があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。なお、平成〇年〇月の人事異動については、発病前6か月以上前の出来事であり、出来事として評価の対象とは認められない。

③については、請求人と副園長の間において、直接的に対立したり言い争ったりするという事はなかったが、副園長が請求人のこれまで行ってきたことを否定する発言がなされる状況が発病前概ね6か月以上継続していたものと認められ、この出来事は「上司とのトラブル」に該当し平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

心理的負荷の強度を修正する視点について検討すると、②の「配置転換があった」について、副園長は、「教材準備は普通の人でも数日でできることで、指導する立場のベテランの請求人が長時間かかるとは思えない。」と述べており、園長も「担任が足りない状況で、担任を持つことについて請求人に確認したところ請求人は『担任をさせていただきます』といい、課外教室の担当も仕事が多すぎたら担当をはずすことを検討するという前提で確認したところ『やります』とのことで、請求人から業務の変更の要望はなかった。」と述べている。また、事務局長は「平成〇年度『主任』の役割を副園長が担うことで、請求人の仕事はむしろ減ったと思う。平成〇年度から請求人は担任を持つことになったが、長く担任から離れていて勤が戻るまで時間がかかるかもしれないとはいえ、業務分担は各人に適切に割り振っているのだから、請求人だけに負担がかかるようにはなっていない。」と述べていることから、強度は「Ⅰ」に修正するのが妥当と考える。

③については、特に修正すべき点は認められないことから、強度の修正は必要ないものとする。

出来事後の状況が持続する程度を検討すると、請求人は、「平成〇年度の人事異動内示発表後に、過重な仕事で、自宅に持ち帰ってまで仕事に追われた。新年度の保育が始まって忙しい毎日で食事もとれない日があった。」と申し立てるが、調査結果等から、平成〇年〇月の人事異動内示発表後に新年度からの担任業務等により業務量の増加は認められるが、恒常的な長時間労働は認められず、また、業務分担の変更にかかる応援体制についても一定の相談・検討がなされていること等から「相当程度過重」には至らず、業務における心理的負荷の総合評価は「弱」とするのが相当と判断する。

- (3) 業務以外の心理的負荷については、発病前おおむね6か月間において、「職場以外の心理的負荷評価表」に示された具体的出来事に該当するものは、認められない。

個体側要因の評価については、問題は認められない。

- (4) 以上のことから、請求人の業務による心理的負荷の強度の総合評価は「強」とは評価できず、請求人の精神障害は業務外とするのが妥当と判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。